

阿久根市内に空家をお持ちの方へ

※このチラシは、全ての固定資産税納税通知書に同封しています。
該当のない方にも送付されていますので、ご容赦くださいますようお願いいたします。

近年、人口減少等に伴い、適切な管理がなされていない空家が増え、防災・防犯・安全・衛生・景観保全等で地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、全国的に問題となっています。

空家は個人の財産であり、所有者等は、適切に管理する責任があります。
管理不全な状態の空家が原因で、他人に損害を与えた場合は、所有者等の責任が問われることがあります。

空家を放置したままにすると・・・いろいろな問題が！

- ・建物の倒壊や破損により、近隣住民や歩行者等に被害を及ぼすおそれがある。
- ・ハチ、シロアリの発生やネズミなどのすみかになり、周辺環境を悪化させる。
- ・ごみの不法投棄や放火による火災のおそれがある。
- ・雑草や樹木が生い茂り、地域の景観を悪化させる。
- ・不審者等が出入りし、非行や犯罪の温床になるおそれがある。

管理不全な空家にしないために

- ・定期的に除草、樹木の剪定等を行い、建物などに破損がないか点検する。
- ・自分で管理できない場合は、知人や事業者などに管理を依頼する。
- ・倒壊などの危険な状態にある空家は、速やかに修繕・解体を行う。
- ・空家バンクなどを利用し、空家の利活用を行う。

【空家に関する相談は】

○空家バンクによる空家の利活用などに関すること。

企画調整課 企画調整係 ☎ 0996-73-1214

空家バンク制度URL

https://www.city.akune.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/iju_teiju/akuneshiakiyabankseido/index.html

○危険空家等解体補助などに関すること。

○その他空家対策全般に関すること。

都市建設課 住宅対策係 ☎ 0996-73-1189

(令和4年4月から総合窓口が変わりました。)

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 阿久根市役所
阿久根市ホームページ <https://www.city.akune.lg.jp>



空家バンク



市ホームページ